

新潟県病院局管理規程第1号

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年1月30日

新潟県病院事業管理者 金井健一

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程

新潟県立病院の料金に関する規程（昭和39年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
(料金)	(料金)
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
1~41(略)	1~41(略)
<u>42 日本国籍を有さず、かつ、日本国内で有効な公的医療保険制度に加入していない者に係る診療料 健康保険法の規定による算定方法により算定した額に2.0を乗じて得た額に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入とする。)</u>	
備考 次の表の左欄に掲げる規定に掲げる診療その他の給付が助産に係る資産の譲渡等に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	備考 次の表の左欄に掲げる規定に掲げる診療その他の給付が助産に係る資産の譲渡等に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
1 (略) (略)	1 (略) (略)
2 (略) (略)	2 (略) (略)
3 (略) (略)	3 (略) (略)
9 (略) (略)	9 (略) (略)
10(3) (略) (略)	10(3) (略) (略)
20 (略) (略)	20 (略) (略)
26 (略) (略)	26 (略) (略)
34 (略) (略)	34 (略) (略)
42 算定した額に2.0を乗じて得た額に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入とする。)	算定した額に2.0を乗じて得た額

附 則

- この規程は、令和8年2月3日から施行する。
- 改正後の規程は、令和8年2月3日以降の利用に係る料金から適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。